

津市子育てハンドブック無償提供に関する基準

令和 7 年 2 月 1 7 日

(趣旨)

第 1 条 この基準は、子育てハンドブックの作製及び無償提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この基準において「子育てハンドブック」とは、こども家庭センター、保健センター等において配布する、子育て支援に関する制度及び本市における保育施設等の情報を掲載した冊子であって、広告が印刷されたものをいう。

2 この基準において「無償提供者」とは、本市に子育てハンドブックを無償提供する者をいう。

(募集数)

第 3 条 募集する無償提供者の数は、1 とする。

(広告掲載の内容等)

第 4 条 子育てハンドブックに印刷する広告（以下「広告」という。）の内容は、津市広告掲載要綱（平成 1 9 年津市訓第 2 号。以下「要綱」という。）

第 3 条第 1 項各号に該当しないものとする。

2 広告は、広告に係る業種又は事業者が要綱第 3 条第 2 項各号に掲げるものでないものとする。

(規格等)

第 5 条 子育てハンドブックの規格、提供期間、提供数量等は、津市子育てハンドブック無償提供者募集要項（以下「募集要項」という。）において定めるものとする。

(無償提供者の募集方法)

第 6 条 無償提供者の募集は、本市ホームページに掲載して行うものとする。

2 募集期間、提出書類その他募集に必要な事項は、募集要項に定めるものとする。

(無償提供の申込み)

第 7 条 無償提供を申し込もうとする者（以下「申込者」という。）は、子育てハンドブック無償提供申込書（第 1 号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(無償提供者の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による提出があったときは、津市子育てハンドブック無償提供者選定委員会の意見等を聴いて、公正に判断し、無償提供者を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により無償提供者を決定したときは、その結果を子育てハンドブック無償提供者決定通知書（第2号様式）により、申込者に通知するものとする。

3 無償提供者は、市長が指定する期日までに子育てハンドブックの原稿を提出するものとする。

(協定書の締結)

第9条 市長は、前条第1項の規定により決定した無償提供者から子育てハンドブックの無償提供を受けるときは、当該子育てハンドブックの作製及び無償提供に関し、協定書を締結するものとする。

(費用負担)

第10条 子育てハンドブックの作製及び設置は、無償提供者の責任において行い、その費用は無償提供者が負担するものとする。

(無償提供者の責務)

第11条 無償提供者は、広告に関する苦情その他の問題が発生したときは、その一切の責任を負い、速やかに苦情等の解決に努めるものとする。

(代替品の納品)

第12条 無償提供者は、子育てハンドブックに広告を掲載する者に営業停止等の問題が発生したときは、速やかに市長に報告するとともに、当該子育てハンドブックを回収し、代替の子育てハンドブックを無償で納品しなければならない。

(子育てハンドブック設置の中止)

第13条 市長は、無償提供者がこの基準の規定に違反していると認めるときは、子育てハンドブックの設置を中止するものとする。

(委任)

第14条 この基準に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、決裁の日から施行する。